

平成 26年 8月 4日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 現金給付制度「すまい給付金」

平成26年4月1日以後の消費税率引き上げに伴い住宅取得者の負担を軽減するため、住宅ローン控除の減税措置と併せて「給付措置」が実施されることになりました。

### (1) 制度の対象者

- ① 住宅を取得し登記上の持ち分を保有するとともにその住宅に居住するもの
- ② 収入が一定以下であること（消費税率8%の時 ……収入額の目安510万円以下）

### (2) 主な対象要件

#### ① 新築住宅

- イ) 床面積が50㎡以上。
- ロ) 施工中に第三者の現場検査を受け一定の品質が確認（住宅瑕疵担保責任保険等に加入した住宅）される住宅であること。
- ハ) 住宅ローンを利用しない場合は年齢50歳以上（住宅の引渡しを受けた年の12月31日現在）の他、耐震性に優れた住宅、省エネルギー性に優れた住宅などの要件が必要。

#### ② 中古住宅

- イ) 床面積が50㎡以上。
- ロ) 売買時に第三者の現場検査を受け現行の耐震基準及び一定の品質が確認（住宅瑕疵担保責任保険等に加入した住宅）された住宅。
- ハ) 売買契約書の売主が宅地建物取引業者であること（消費税が課税される取引）。
- ニ) 住宅ローンを利用しない場合は年齢50歳以上（①のハに同じ）の者が取得する住宅。

### (3) 給付額は = 給付基礎額 × 持分割合

※ 給付基礎額 = 都道府県民税の所得割額（市区町村発行の課税証明書より）

〔消費税率8%の場合〕（10%になった場合は下記範囲、金額等は拡大予定）

（収入の目安）	（都道府県民税の所得割額）	（給付基礎額／限度額）
① 425万円以下	6.89万円以下	30万円
② 425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	20万円
③ 475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	10万円

- ・この給付制度で受け取る事ができるのは一度だけです。
- ・平成26年4月以降引渡される住宅から平成29年12月末までに引渡され入居完了した住宅が対象
- ・申請手続きは本人又は建設業者（不動産業者含む）など代理人により「すまい給付金申請窓口へ持参又はすまい給付金事務局へ郵送」により行います。（詳しくはH・P <http://sumai-kyufu.jp/>）